

請願・陳情參考資料

令和2年9月14日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
2年-21 (2.8.6)	総務	<p>日本国憲法 53 条における臨時会召集について、法令等で召集期限を設定することを求める意見書の提出について</p> <p>足羽 佑太</p>	<p>【現 状】</p> <p>1 日本国憲法では、臨時会の召集について、以下のとおり規定している。 ○日本国憲法（抜粋） 第 5 3 条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。<u>いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。</u></p> <p>2 臨時会の召集期限に係る判例としては、2017年6月22日に野党からの臨時国会の召集要求に対し、内閣が98日を経過した同年9月28日まで臨時国会を召集しなかったことが憲法違反にあたるかが争われた訴訟において、2020年6月10日に那覇地裁は、内閣は臨時会を召集すべき憲法上の義務があると認められ、その義務は単なる政治的義務ではなく法的義務と解されることから、違憲と評価される余地はあると判示しているものの、内閣が行った臨時会の召集が合理的期間を徒過したものであるかどうか等の憲法判断は行っていないと認識している。</p> <p>3 2012年に自由民主党が決定した日本国憲法改正草案では、臨時会の召集について以下のとおり規定している。 ○日本国憲法改正草案（2012年4月27日 自由民主党決定） 第 5 3 条 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があったときは、<u>要求があった日から 20 日以内に臨時国会が召集されなければならない。</u></p>